

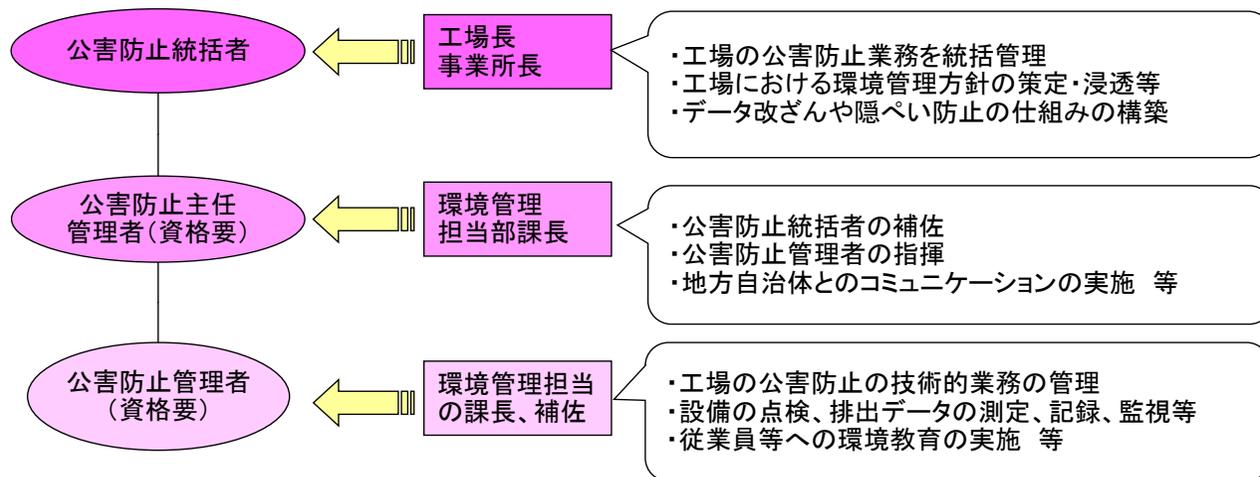
公害防止管理者制度について

平成28年3月25日
産業技術環境局
環境指導室

1. 公害防止管理者制度とは

- 公害防止管理者制度とは、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、大気汚染防止法等の各種公害規制法により規制されている特定施設が設置されている工場に対し、公害防止管理者等の選任による公害防止組織の整備と都道府県等への届出を義務付けることで、産業公害を防止することを目的とした制度。
- 工場内における公害防止管理体制が整備され、責任の明確化、規律の維持、对外窓口の明確化、従業員の技能・知識の向上に寄与し、**各種公害規制法とともに、公害の防止に貢献する重要な制度。**

特定工場における公害防止組織



<平成27年度国家試験合格者>

国家試験合格者：6524人
合格率：25.5%

※1 平成27年度国家試験は、平成27年10月に全国9都市15会場で実施。

<平成26年度資格認定講習修了者>

資格認定講習修了者：2149人
資格取得率：65.8%

※2 平成26年度資格認定講習は全国11都市で実施。

※公害防止管理者及び公害防止主任管理者に必要な国家資格は、①国家試験への合格、②資格認定講習の修了のいずれかで取得可能。

2. 問題意識・背景

- 公害防止管理者制度は、平成16年度に規制緩和要望を受け、制度改正（科目別合格制の導入等）を実施。平成19年度に一部企業による排出基準超過等の不適正事案の発生を契機に公害防止ガイドラインを策定し、平成22年度までフォローアップを実施。その後、特段のレビューを実施してこなかったが、規制は定期的なレビューが必要。
- このため、まず、我が国企業における公害防止管理の実態把握、公害防止管理者制度や公害防止管理に関する施策の評価等について、調査・分析を行うために、本年度、「公害防止管理の在り方に関する調査」を実施。

<検討会メンバー>

【委員長】

安井 至 一般財団法人持続性推進機構理事長

【委員】

指宿 堯嗣 一般社団法人産業環境管理協会技術顧問

須藤 正行 千葉市環境局環境保全部環境規制課長

辰巳 憲司 国立研究開発法人産業技術総合研究所
客員研究員

中村 知道 一般社団法人日本鉄鋼連盟

奈良 恒雄 一般社団法人日本化学工業協会

服部 一彌 全国鍍金工業組合連合会 常任理事
環境委員会委員長

柳 憲一郎 明治大学法科大学院環境法センター長

渡邊 恵子 日本製紙連合会

<開催経緯>

	開催日	議題
第1回	11月10日	・公害防止管理に係る取組の現状 ・公害防止管理に係る論点及びアンケート調査内容
第2回	1月27日	・公害防止管理に係る取組の現状 ・海外の公害防止管理制度の概要 ・アンケート調査結果 ・ヒアリング項目
第3回	3月2日	・ヒアリング結果 ・報告書案の検討

3. 調査結果①（公害防止管理体制）

- 公害防止管理の経営上の位置づけは、10年前と比べて重要性が「向上した」との認識の企業が約6割、「変わらない」との認識の企業が約3割（図1）。中小企業も含め、**公害防止管理の重要性に対する認識は向上**。
- 他方で、熟練技術者のリタイヤに伴い、公害防止管理に係る知見・知識・経験・技術の継承が課題となっている企業は約半数となっており、人材育成が課題。人材育成策として、大企業はOB人材を活用（又は予定）の割合が約6割と多い。（図2、図3）

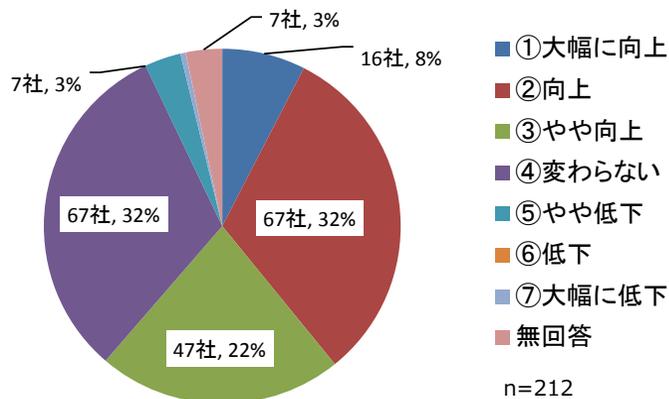


図1 公害防止管理の重要性の変化（全体）

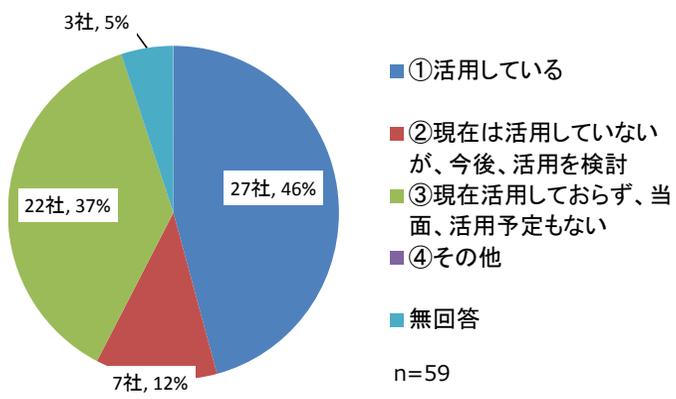


図2 OB人材の活用（大企業）

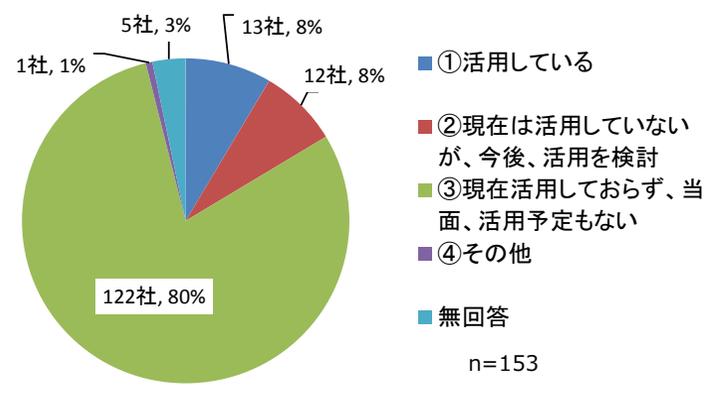


図3 OB人材の活用（中小企業）

3. 調査結果②（公害防止管理者制度の評価・見直しの必要性）

- 評価については、主に「責任が明確になる」、「技術レベルの向上につながる」、「对外窓口が明確になる」との理由から、「役立っている」との回答が過半数を超えた（図4）。
- 制度については、現状維持を望む声が多かった（図5,6,7）。
- 少数だが試験・講習制度の見直しの声もあり、「試験・講習の会場の増」等であった。

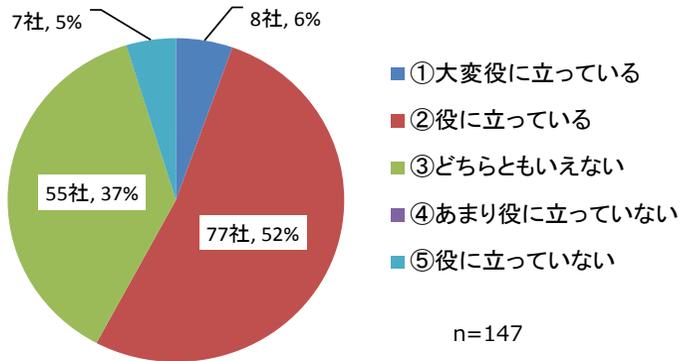


図4 公害防止管理者制度の評価（全体）

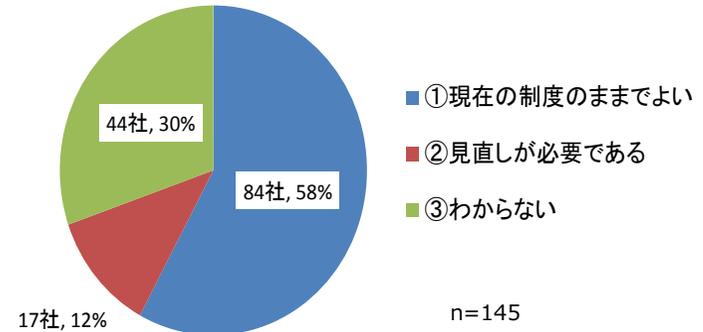


図6 試験制度の見直し（全体）

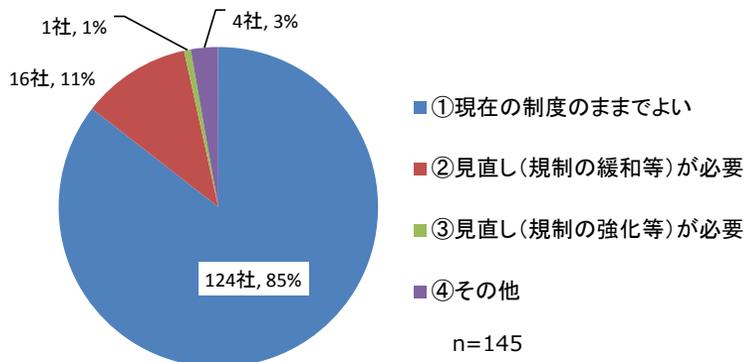


図5 必置義務の見直し（全体）

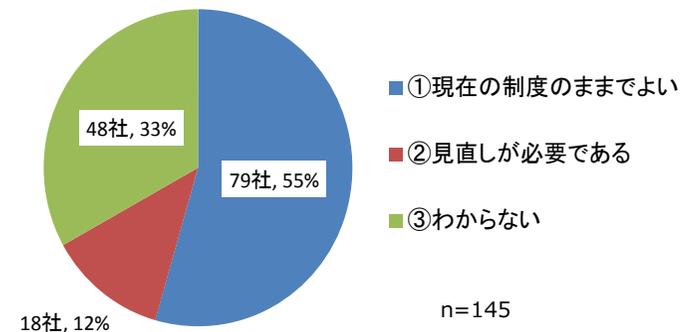


図7 講習制度の見直し（全体）

3. 調査結果③（公害防止管理の充実に向けた支援策）

- 企業の情報収集方法としては、「インターネット」経由での情報収集が一般的であり全体の8割を占めている中で、インターネットでの情報提供に対する要望としては、「法改正等に合わせたタイムリーな情報提供」、「図表や平易な文章によるわかりやすい説明」などがあった（図8）。
- 公害防止用の設備投資の特例措置・融資制度の認知・活用状況については、両制度ともに、認知の割合は3割程度となっている（図9,10）。
- 公害防止管理の教育・普及のための施策としては、セミナー等の開催、事例集の作成を求める意見が多い（図11）。

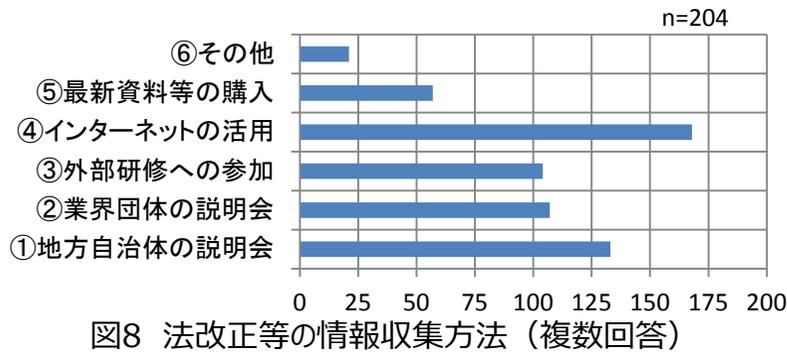


図8 法改正等の情報収集方法（複数回答）

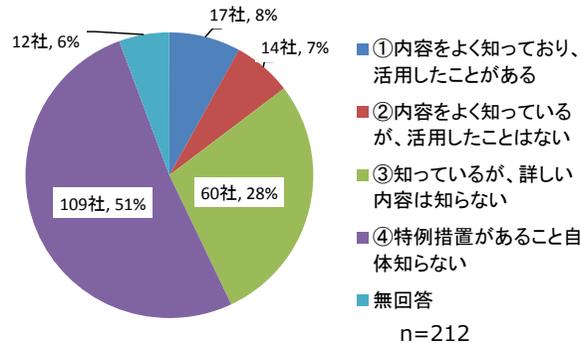


図9 固定資産税の課税標準の特例措置の認知・活用状況（全体）

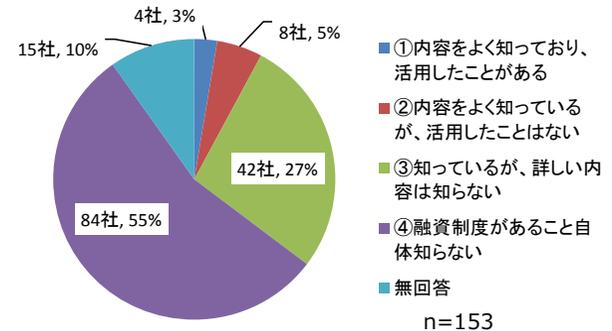


図10 融資制度の認知・活用状況（中小企業）

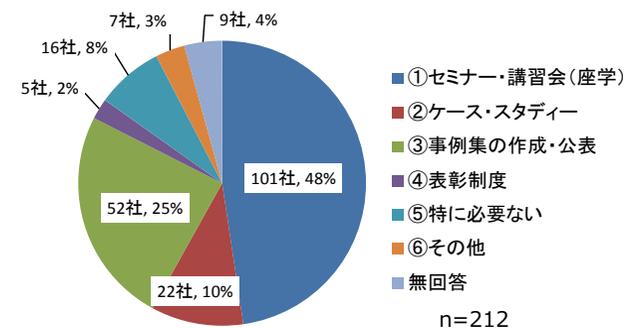


図11 公害防止管理の教育・普及のための手法について（全体）

3. 調査結果④（公害防止管理の充実にに向けた提言）

アンケート調査、ヒアリング調査及び有識者による検討会での議論を踏まえ、公害防止管理のあり方に関して、以下を提言。

- 公害防止管理者制度については、その重要性に変わりはなく、現状制度の維持が適当。試験・講習制度の機会の増加等を検討。
- 企業の公害防止管理体制の推進に向けて、国は、失敗・優良事例の収集や当該事例の普及を実施。また、国は、公害防止法令のタイムリーな情報発信を実施。
- 公害防止管理に関する施策については、認知度が低いため、国による税制・融資制度の周知方法の工夫や利用実績や事業者ニーズの把握等を実施。

【提言の例】

- 国による公害防止管理に係る失敗・優良事例収集。収集した事例の普及や研修の実施。
- 事業者は、事例活用等を通じた公害防止体制の充実。
- インターネット等によるユーザーフレンドリーかつタイムリーな法改正情報の提供。
- 産業環境管理協会が行っている「リフレッシュ研修」等の周知方法の改善や内容充実の検討。
- 国による税制・融資制度の周知方法の工夫と、事業者による各種制度の活用。

4. 今後の公害防止管理者制度等について（結論）

- 公害防止管理者制度は、その重要性は変わらず、事業者も維持を希望しているため、**現状の制度を維持**する。
- 国は、税制・融資制度や法改正情報等の公害防止管理施策に関する情報を、HPの活用等を通じ、タイムリーかつ分かりやすく提供する。
- 国は、公害防止管理に関する事例収集及び研修実施等を通じて、企業の公害防止管理体制の運用面の向上に努める。
- 国は、産環協のリフレッシュ研修等を通じて、公害防止管理者等の資質の維持・向上に努める。
- 今後も、公害防止管理者制度について、定期的にレビューを実施する。